

応募要領

第1 委託事業名

令和6年度 高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業

第2 事業内容

本事業において、受託者は以下の業務を実施すること。なお、本事業は業務の設計、実施、進捗、取りまとめの方向性等について、担当部局と密接な情報共有を図りながら実施すること。

1 目的及び事業内容

仕様書のとおり。

2 留意事項

(1) 提案に際しては、以下の事項について留意すること。

①企画提案書には、スケジュール、充当する人員、内容等を詳細に明記すること。

②最大限の事業効果が得られるように事業予算の配分を工夫すること。

(2) 本事業における人件費の算定に当たっては、仕様書別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。

(3) 本事業の実施に当たり再委託を行う場合は、事前に発注者の承認を得ること。承認を得ない限り再委託を行ってはならない。

(4) 再委託先及び再委託金額については、委託契約書に添付する事業計画書へ記載すること。一括再委託並びに総合的企画業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の再委託は禁止する。なお、委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託金額が100万円以下である場合には、再委託先及び再委託金額を記載する必要はない。

第3 予算限度額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

第4 応募資格

次の各号の全てに該当する者とする。

1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者。

なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

3 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）における資格の種類「役務の提供等（調査・研究）」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域が「中国」又は「四国」の競争参加資格を有する者。

4 中国四国農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領

(平成 26 年 10 月 1 日付け 26 中総第 506 号中国四国農政局長通知) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

第 5 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 14 日 (金) までとする。

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が整い次第締結する。

第 6 応募に係る説明会の開催

- 1 開催日時：令和 6 年 9 月 11 日 (水) 14 時～
- 2 開催場所：会場またはウェブ方式 (Teams を予定)
- 3 会 場：中国四国農政局高知県拠点 2 階会議室
(所在地 高知県高知市本町 4-3-41)
- 4 説明会への出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」(別紙様式第 1 号) を令和 6 年 9 月 10 日 (火) 16 時までに第 19 応募・照会窓口【事業内容、応募要領全般について】に電子メールにより提出すること。
- 5 説明会への出席の有無は、第 4 応募資格とはしない。

第 7 参加表明書及び提出書類に関する事項

- 1 参加表明書及び提出書類の作成
参加表明書を、暴力団排除に関する誓約事項 (別紙様式第 2 号一別添) に同意の上、「企画競争参加表明書」(別紙様式第 2 号) により作成し、以下の (1) から (8) までの添付書類と併せて提出すること。
 - (1) 「令和 6 年度高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業に係る企画提案書」(別紙様式第 3 号) 及びこれに付随する以下の書類
 - ①過去に類似事業 (有機農産物に関する意識・意向調査、調査を用いた分析業務) の実績があれば、これに関する資料 (様式任意)
 - ②その他参考となる資料
 - (2) 「積算内訳」(別紙様式第 4 号) (再委託先の内訳を明記すること。)
 - (3) 第 4 の 3 を証するものとして、総務省から通知のあった「資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)」の写し
 - (4) 業務内容を示したパンフレット (又はリーフレット)
 - (5) 民間企業にあつては、営業経歴書及び最新の決算 (営業) 報告書 1 年分 (又はそれに準じるもの)
 - (6) 民間企業以外の者にあつては、定款又は寄附行為及び最新の決算 (営業) 報告書 1 年分 (又はそれに準じるもの)
 - (7) 男女共同参画等への取組状況がある場合 (認定書等の確認ができる書類の写し)
 - ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 (えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)

②次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）

③青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

（８）仕様書別添２「情報セキュリティ対応状況・確認書」及びこれに付随する資料

2 提出期限及び提出方法

（１）提出期限

令和６年９月２０日（金）正午必着とする。

（２）提出方法

上記（１）までに、原則、電子メールにより件名に【高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業】を付して提出すること。（詳細は別添「電子メールを利用した書類の提出方法」のとおり）

電子メール以外で提出する場合は、PDF ファイルを電子媒体に格納し、当該電子媒体に契約件名及び事業者名を表示（ケースは不可）の上、提出すること。

電子媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日）を記載したラベルを添付して提出すること。

なお、郵送・信書便で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る（期間内必着）。

3 提出先

〒780-0870 高知県高知市本町４－３－４１

農林水産省中国四国農政局高知県拠点 地方参事官室

kochi_shikyoku/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。

4 作成・提出に当たっての注意事項

（１）企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

（２）１応募者が提出できる企画提案は１提案までとする。

（３）暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

（４）企画提案書は返却しない。

（５）企画提案書は採点等本委託事業に係る事務手続以外の目的で提案者に無断で使用しない。

（６）企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担する。

第８ 応募する企画提案（企画提案書）の内容

1 業務を実現するための具体策

仕様書で示す事業目的（以下「事業目的」という。）を達成するため、本事業の概要を踏まえつつ、具体的な企画提案を行うこと。企画提案を求める項目及び具体的提案は

以下のとおり。

(1) 事業実施スケジュール

(2) 有機栽培における生産コストの見える化調査方法

(3) 有機農産物の生産・消費拡大推進方策の取りまとめ方針

(4) 有機農業セミナーの開催方法

2 事業を実施する上で必要となる応募者の知見・専門性・実績等事業目的を達成するために必要となる次の専門知識を有している根拠を明記すること。

(1) 有機農産物の普及推進に関する手法等の専門的知見を有している根拠

(2) 調査から得られた情報を分析し、課題解決方策の提案ができる専門的知見を有している根拠

3 事業実施体制

次の点について、担当者数、人員配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアップ体制等を明記すること。

(1) 事業の準備に関し、事業実施に関わる関係者との連絡調整を行う体制

(2) 事業の準備から実施までの対応体制

なお、再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する業務の内容を明記すること。

また、再委託には以下の制限があるので留意すること。

① 事業の全部を一括して請け負わせてはならない。

② 事業の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を請け負わせてはならない。

③ 再委託の合計金額は委託費の限度額の 50%以内としなければならない。

ただし、以下の場合は上記また書き②、③の制限を適用しないこととする。

④ 再委託先の業務が海外で行われる場合

⑤ 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合

⑥ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項及び第 6 項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

なお、上記また書き③の再委託の比率は、上記ただし書き④～⑥に該当する再委託の金額を委託費の限度額から減算して計算した率とする。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者である場合は、基準に適合し認定されている者であることを企画提案書に記載すること。

第9 応募要領の配布期間及び場所

- 1 配布期間 令和6年9月4日（水）～令和6年9月19日（木）
- 2 場所 中国四国農政局のホームページ
(<https://www.maff.go.jp/chushi/nyusatsu/itaku/index.html>)

なお、本案件に係る資料は以上の方法により入手することとし、紙配布は行わないので注意すること。

第10 審査方法

- 1 提出された企画提案書について、「第11 審査基準及び審査項目」に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、最高得点を獲得した審査項目が最も多い者とし、更に当該数が同一の場合にあっては、審査委員会が選定した者）を本委託事業の委託契約候補者として支出負担行為担当官中国四国農政局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に推薦するものとする。

なお、契約候補者から契約候補辞退届（別紙様式第5号）の提出があった場合は、採点した得点が次に高かった者を契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦することとする。

- 2 審査については、非公開とする。

- 3 企画提案会

以下のとおり企画提案会を開催することとする。

- （1）企画提案書は、日本語で説明すること。
- （2）説明は口頭で連続20分以内とする。
- （3）説明者は、説明の冒頭に参加者名を名乗ることとする。
- （4）説明に際し、企画提案書以外の補助資料の使用は不可とする。
- （5）説明する人数については、審査項目としない。
- （6）開催日時及び場所

開催日時：令和6年9月25日（水）10時～

開催方法：会場またはウェブ方式（Teamsを予定）

会 場：中国四国農政局高知県拠点2階会議室

（所在地 高知県高知市本町4-3-41）

- 4 企画提案書について審査員からの質問がある場合は、中国四国農政局高知県拠点地方参事官室担当職員（以下「担当職員」という。）から連絡をすることとする。

第11 審査基準及び審査項目

企画提案書の審査に当たっては、事業目的（第2の1）の達成について判断するため、事業を確実かつ効率的・効果的に実施できるか。また、留意事項（第2の2）は反映されているかを踏まえて、次の項目について採点を行う。

- 1 実施体制の適格性（①安定性（組織の財政的基盤の安定性）、②透明性（運営の公開性、透明性の高さ））

- 2 知見・専門性及び類似・関連事業の実績等（③専門性（主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。）、④実績（過去における類似・関連事業の実績が十分にあるか。））
- 3 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性（⑤整合性（現状の課題等を正確に把握し、事業目的、趣旨と合致した提案内容になっているか。）、⑥具体性（目的達成のため具体的な事業実施内容か。））
- 4 実施方法の効率性（⑦計画性（事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっているか。））
- 5 経費配分の適正性（⑧綿密性（事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか。）、⑨費用対効果（最小の経費で最大の効果を狙っているか。））
- 6 期待される成果（⑩主体性及び実現性（主体的に具体的な目標を設定し、成果・効果を検証する仕組みになっているか。））
- 7 波及効果（⑪継続性及び発展性（単発的な活動でなく、事業の持続性、継続性は見られるか。また、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。））
- 8 行政施策等との関連性（⑫行政施策等との連携及び相乗効果（有機農産物の普及推進に関する取組か。））
- 9 ワーク・ライフ・バランス等の推進（⑬ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、（２）次世代育成支援対策推進法、（３）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定をうけているか。）

第 12 審査結果の通知

審査結果については、企画提案会終了後、おおむね 2 週間以内に参加者に対し文書により通知することとする。

第 13 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

第 14 契約保証金の扱い

会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

第 15 委託料の支払い方法

- 1 委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第 58 条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。

- 2 契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととする。

第 16 実績報告書等の提出

受託者は、以下の 1、2 についてを令和 7 年 3 月 14 日（金）までに中国四国農政局高知県拠点に提出すること。また、本事業を終了したとき（本事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は本事業の成果等を記載した別に定める委託事業実績報告書を 1 部提出すること。

- 1 本事業における実施過程や、実施結果、成果物をまとめた事業実施報告書
紙媒体（A4 判、カラー）3 部、電磁的記録媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部
- 2 本事業の実施過程で作成した資料や調査バックデータ等
電磁的記録媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部
なお、納入する電子媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日）を記載したラベルを媒体に貼付して提出すること。

第 17 成果品（著作権等）の帰属等

本事業により取得した著作権は、農林水産省が承継するものとする。

第 18 その他

- 1 応募者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- 2 不明な点については、第 19 の応募・照会窓口まで問い合わせること。

第 19 応募・照会窓口

【事業内容、応募要領全般について】

農林水産省中国四国農政局高知県拠点地方参事官室 担当：柳田、辻

電話番号：088-875-7236

メールアドレス：kochi_shikyoku/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。

【契約締結について】

農林水産省中国四国農政局会計課

電話番号：086-224-4511

※受付曜日 月曜日～金曜日（行政機関の休日を除く。）

※受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分

(別紙様式第 1 号)

令和 年 月 日

中国四国農政局高知県拠点 御中

住所
商号又は名称
代表者氏名

応募に係る説明会出席届

令和 6 年度高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業の応募に係る説明会への出席を希望します。

なお、説明会への出席者は、下記のとおりです。

記

所属・役職
出席者氏名

(※ 2 名以上出席する場合は他〇名と記載すること。)

電話番号

メールアドレス

(別紙様式第2号)

令和 年 月 日

中国四国農政局高知県拠点 御中

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画競争参加表明書

令和6年度高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業に参加することを表明します。

○担当者

所属・役職

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

☐ 「暴力団排除に関する誓約事項」に同意します。

注：「暴力団排除に関する誓約事項」に同意する場合は、チェックすること。

(別紙様式第2号-別添)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画競争参加表明書の提出をもって誓約します。

(別紙様式第3号)

令和 年 月 日

中国四国農政局地方参事官（高知県担当） 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和6年度高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業
に係る企画提案書

- 1 業務を実現するための具体案
- 2 同様業務の経験・実績
- 3 事業実施体制
- 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況

(担当者)

所属部署：

氏 名：

(注) 企画提案内容の詳細は別紙のとおりとする。

内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記載すること。

(別紙様式第4号)

令和6年度高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業

区 分	予算額	備考
1. 人件費	円	A@〇〇〇円×**時間=△△△円 B@〇〇〇円×**時間=△△△円
2. 業務経費		
(1) 調査・推進方 策検討		
①有機栽培における 生産コストの見える 化調査		〇〇〇費 △△△円 〇〇〇費 △△△円 ※事前調整費、消耗品費、通信費、報告書作成費、旅 費等に係る経費を記載。
②調査結果及び既存 調査資料に基づく推 進方策の検討		〇〇〇費 △△△円 〇〇〇費 △△△円 ※事前調整費、消耗品費、通信費、報告書作成費、旅 費等に係る経費を記載。
(2) 生産拡大普 及・消費者への理解 醸成活動		
有機農業セミナーの 開催		〇〇〇費 △△△円 〇〇〇費 △△△円 ※事前調整費、消耗品費、通信費、報告書作成費、旅 費等に係る経費を記載。
一般管理費		
再委託費		〇〇〇費 △△△円 〇〇〇費 △△△円 ※事前調整費、消耗品費、通信費、報告書作成費、旅 費等に係る経費を記載。
消費税等		
計		

(注)・再委託先の内訳を明記すること。

・必要に応じて、資料を添付すること。

- ・備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。
- ・一般管理費及び率等を経費として計上する場合は、一般管理費率は総事業費（再委託費を除く（精算時も同様とする）。）の10%以内とする。なお、確定額については、委託事業に係る計画額（予算額）又は実支出額のいずれか低い額とする。また、委託契約書（案）第13条第1項ただし書きの規定は適用しない。
- ・備品（原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が50,000円以上の物品）の購入は認めない。
- ・人件費の算定については別添「委託事業における人件費の算定方法等の適正化について」を参照すること。また、根拠となる資料を添付すること。
- ・消費税の算出にあたり1円未満の端数は切り捨てで計算すること。

(別紙様式第5号)

令和 年 月 日

中国四国農政局高知県拠点 御中

住所

商号又は名称

代表者氏名

契約候補辞退届

令和6年度高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業契約候補について、〇〇〇〇の理由により、辞退します。

別添

電子メールを利用した書類の提出方法

1 送信先

農林水産省中国四国農政局高知県拠点地方参事官室 宛

メールアドレス：kochi_shikyoku/atmark/maff.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送信の際は「@」に変更すること。

2 送信メールの件名

【事業名】事業者名・〇/〇」としてください。

例：【令和6年度高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業】・

〇〇〇〇〇（株）・1/3

※〇/〇は何分割の何番目のメールかを記載してください。（下記6参照）

3 メール本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号を記載してください。

4 メール容量

本文を含め7MBです。（下記6参照）

5 添付ファイルの形式及びファイル名

PDF ファイルの電子データ形式で提出してください。

ファイル名は「事業名・提出書類名・事業者名・〇/〇」としてください。

例1：令和6年度高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業・企画競争参加表明書・〇〇〇〇〇（株）・1/3

例2：令和6年度高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業・企画提案書・〇〇〇〇〇（株）・1/3

例3：令和6年度高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業・競争参加資格・〇〇〇〇〇（株）・1/1

※複数の提出書類を一つのファイルにまとめないでください。

6 メール容量を超える場合の送信方法

7MBを超えるファイルを送信する場合には、分割して送信してください。

なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名及びファイル名の最後に「1/1」や「1/3」など、何分割の何番目であることを必ず記載してください。

※圧縮ファイルは使用しないでください。

7 受信確認

メール受信後、翌日の 17 時まで又は提出期限日の 17 時までのいずれか早い日時にメールを受信した旨を送信者にメールで返信します。受信のメールが届かない場合には、1 の送信先（電話の場合：088-875-7236）に連絡してください。